

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されました。法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給します。

◎一時金の対象となる方

次の①または②に該当する方で、現在生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかかな手術などを受けた方を除きます）

◎一時金の請求手続き

お住まいの都道府県の窓口へ請求書を提出してください。（郵送による提出も可能です）

▼請求期限

平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内

▼問

福島県 旧優生保護法に関する相談窓口

☎024-521-8205

▼厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口
☎03-3595-2575

第3回飼い犬のしつけ教室

◎学科講習

▼日時

6月18日（火）

午後1時30分～3時30分

▼学科講習に参加できるのは飼い主のみ。飼い犬同伴での参加は不可。

▼実施場所

田村市船引公民館

（田村市船引町船引字南元町28）

◎実技講習

▼日時

6月25日（火）

午後1時30分～3時

▼実技講習は、飼い犬同伴での参加です。

▼学科講習を受講しており、登録および狂犬病予防注射を実施している犬のみ対象です。

▼実施場所

旧田村市立柗山小学校体育館

（田村市船引町柗山字池辺1）

▼注意事項

狂犬病予防法に基づく犬の登録および狂犬病予防注射を実施していない犬の参加はできません。

▼参加料無料。定員になり次第申込締切。

▼申込方法

役場備付の申込書に必要事項を記入し郵送・FAXまたは福島県動物愛護センターまでお持ちください。

▼申込・問

福島県動物愛護センター

（三春町大字上舞木字向田17）

☎024-953-6400

FAX024-953-6408

三春町ホームページ 広告主募集中!

町のホームページに掲載する企業や事業主の皆さんの広告を募集しています。

三春町のホームページで皆さんの企業等のPRを試みませんか。

詳しくはお問い合わせください。

▼広告掲載料

1か月につき1万円

※連続12回 10万円

▼申込・問

総務課

文書情報グループ

☎62-8125

FAX61-1110

☐bunshoj@town.

miharu.fukushima.jp

放送大学10月入学生募集

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

▼出願締切

▼第1回 8月31日（土）

▼第2回 9月20日（金）

▼無料資料請求・問

放送大学福島学習センター

☎024-921-7471

お詫びと訂正

広報みはる5月号で誤りがありましたので、お詫びして、次のとおり訂正いたします。

●33ページ

M-NAVI1段目

福島さわやか行政キャンペーン

三春町の行政相談員

安齋和夫さんの電話番号

誤 ☎024-924-3788

正 ☎024-942-3788

問 ☎62-8126

住民課 住民グループ

FAX62-5155

暮らし

募集

みんなの掲示板

広告欄

広告欄